

令和元年10月1日から

3～5歳クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもの利用料が無償化されます。

※ 0～2歳クラスまでの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○ **保育所、認定こども園等を利用する3～5歳クラスまでの全ての子ども**の利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園及び認定こども園の1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。(一部対象外となる場合あり)
- 0～2歳クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

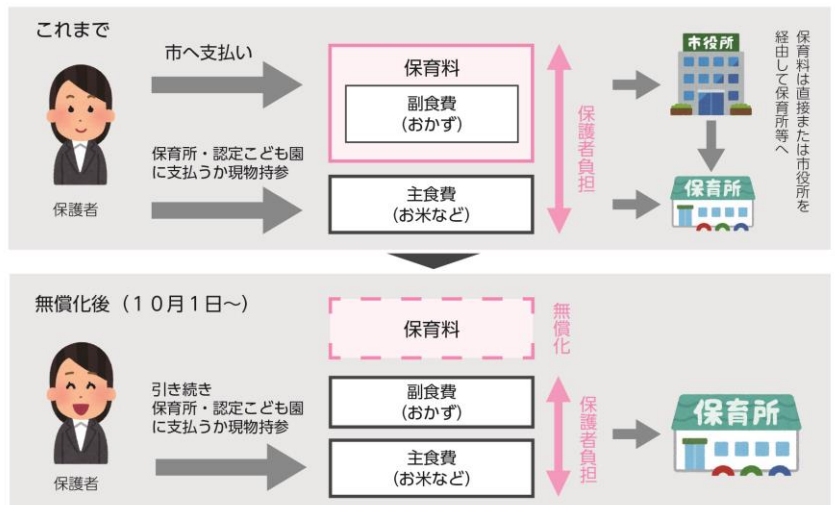
● 無償化の範囲(年齢表記はクラス)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
課税世帯				○	○	○
非課税世帯	○	○	○	○	○	○

無償化=○

給食費(食材料費)の考え方(3～5歳クラス)

- 保育所等の給食費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則ですので、無償化後も引き続き保護者の負担となります。
- 今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所等に支払いただくこととなります。(引き続き、主食分は保育所等に支払うか現物持参となります。)
- 年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもは、副食費が免除されます。(※一部対象外となる場合あり)
- 0～2歳児クラスの給食費はこれまでと同様に保育料に含まれ、取扱いに変更はありません。
- 副食費の金額は利用する施設を通じてお知らせします。



幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、阿蘇市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、阿蘇市福祉課にご確認ください。

- 認定こども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、阿蘇市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、阿蘇市福祉課にご確認ください。

- 3～5歳クラスまでの子どもは月額3.7万円まで、0～2歳クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳まで（満3歳になって初めての4月1日から最長3年間）の利用料が無償化**されます。